

河合町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月25日

河合町固定資産評価審査委員会 委員長 竹林 康之

河合町固定資産評価審査委員会規程第1号

河合町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

河合町固定資産評価審査委員会規程（昭和26年12月固評委規程第1号）  
の一部を次のように改正する。

第6条中「第430条の規定によって」を「第433条第3項の規定によっ  
て」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。